

建築基準法第7条の3第1項第2号により特定行政庁が指定する

中間検査対象範囲拡大のお知らせ

広島県内では、平成24年1月1日以降に、確認申請を受付けた次の住宅も、中間検査が必要になります。

- 独立行政法人住宅金融支援機構の融資を受けて建築される住宅
- 建設住宅性能評価を受け、その評価書の交付を受ける住宅

(従前は中間検査を免除していた上記の住宅も対象となりますので御注意ください。)

実施期間:平成24年1月1日から平成26年12月31日まで

※中間検査の対象となる建築物は、「棟ごとに新築する戸数が一の住宅」(居住の用に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1未満であるもの又は居住以外の用に供する部分の床面積の合計が50㎡を超えるものを除く。)で従前のものと変更ありません。

※特定工程及び特定工程後の工程の指定内容についても、従前のものと変更ありません。

※指定にかかる詳細は、各特定行政庁で予定されている告示等で御確認ください。

お問い合わせ先

広島県の管轄 (下記の8市以外)	広島県西部建設事務所建築課	: 082-250-8158(ダイヤル)
	// 東部建設事務所建築課	: 084-921-1311(代表)
	// 北部建設事務所建築課	: 0824-63-5181(代表)
広島市	都市整備局指導部建築指導課	: 082-504-2288
呉市	都市部建築指導課	: 0823-25-3512
福山市	建設局建築部建築指導課	: 084-928-1104
東広島市	都市部建築指導課	: 082-420-0956
三原市	都市部建築課	: 0848-67-6122
尾道市	都市部建築指導課	: 0848-25-7245
廿日市市	建設部都市・建築局建築指導課	: 0829-30-9195
三次市	建設部建築住宅課	: 0824-62-6385